

令和6年度 第19回庁議要旨

日時：令和7年1月7日（火）

午前9時～午前9時35分

会場：庁議室

〔審議事項〕

1 住友生命保険相互会社との包括連携協定の締結について（復興企画部）

住友生命保険相互会社は、健康増進型保険“住友生命「Vitality」”を軸に、社会全体への健康増進の働きかけや健康経営の推進を行うことで、「日本の健康寿命の延伸」を目指す「CSVプロジェクト」に取り組んでおり、自治体との連携事業にも力を入れている。

昨年、同社より本市との包括連携協定の締結について申出があったことから、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

※CSVとは「Creating Shared Value」の略語で、「共有価値の創造」を意味しており、本業で社会的課題に取り組み、「社会問題の解決」と「企業価値の向上」を両立させることを指す。

協議が調ったことから、緊密な連携と協力のもと、地域の課題解決及び活性化を図ることを目的とした同社との包括連携協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 健康づくりに関すること
- ② 地域の安全・安心に関すること
- ③ その他地域活性化に関すること

イ 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和7年1月29日 包括連携協定締結式

2 石巻まちなかエリアプラットフォームへの参画について（建設部）

本市では、中心市街地における「川沿いエリア」の賑わいを「立町・中央エリア」や「駅前エリア」へ拡大し回遊性の向上を図るため、令和4年度から、官民が集まった任意団体である「かわまちエリアマネジメント検討会」において、中心市街地の将来像やあり方、将来像を実現していくための取組に関するアイデアについて検討を進めてきた。その中で、将来像の実現に向けた取組を推進していくための官民の多様な団体が入った組織づくりが必要であるとの意見がまとまり、「石巻まちなかエリアプラットフォーム」の設立に向けた準備を進めてきた。

なお、国が定めるエリアプラットフォームの要件として、市が構成員として参画することが必須となっている。

「石巻まちなかエリアプラットフォーム」に参画し、官民連携によるまちづくりを推進するもの。

(1) 主な内容

【石巻まちなかプラットフォームの概要】

ア 目的

官民が連携してまちの将来像を描くエリアビジョンを策定し、それを具現化するため、メンバー相互で課題や情報の共有を図り、課題解決に向けたプロジェクトの芽を作り出し、市民を巻き込みながら自立・自走型のまちづくりを推進することにより、川沿いエリアの賑わいをまちなかへ拡大し、まちなかの魅力や価値の向上を目指し、ひいては石巻市全体の発展に寄与することを目的とする。

※エリアビジョンとは、本市の中心市街地活性化基本計画において示す「目指す都市像」の実現に向け、川沿いと駅前、立町・中央のエリアごとの特色を生かした取組を示すもの。

イ 活動内容

- ① エリアビジョンの策定及びバージョンアップ
- ② まちなかの課題や情報の共有、連絡調整及び情報発信
- ③ エリアビジョンに掲げるまちの将来像の実現に向けたプロジェクトの推進、実現に向けた助言、サポート等
- ④ エリアビジョンに掲げるプロジェクトの推進のための調査、研究及び関係機関への提案
- ⑤ その他、目的の達成に必要な事項

ウ 構成員

- ① 都市再生推進法人（株）街づくりまんぼう
- ② まちなかのまちづくりに関心を有する個人、民間事業者や団体
- ③ 石巻市

(2) 今後の予定

令和7年1月 石巻まちなかエリアプラットフォーム設立総会の開催
3月 エリアビジョンの策定・公表
4月～ エリアビジョンの実現に向けた取組の実施（令和7年度：情報発信媒体整備等）

3 開発許可申請手数料の見直しについて（建設部）

令和4年に公布、令和5年5月に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」とする）」により、令和7年5月以降、石巻市全域が盛土規制法の規制区域に指定され、対象となる盛土・切土・堆積（以下「盛土等」とする）については宮城県の許可が必要となる予定である。

盛土規制法では、都市計画法で開発を受けた盛土等は許可を受けたものとみなす規定があることから、現行の開発許可制度にない技術基準に要する費用を変更し、盛土規制法運用と同時に都市計画法の許可申請手数料を改定する必要性が生じた。

盛土規制法に基づき、石巻市手数料条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行う。

(1) 主な内容

開発許可申請について自己の居住、自己の業務、自己用外の開発面積に応じた手数料の変更。

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案
（施行予定年月日：令和7年5月23日）

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び低炭素建築物新築等計画認定に係る申請手数料の見直しについて（建設部）

令和4年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」により、令和7年4月以降に着工する原則全ての建築物について建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられることとなった。

改正法に基づき、石巻市手数料条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行う。

(1) 主な内容

ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）について

住宅及び複合建築物について、省エネ適判に係る申請手数料を追加する。

非住宅について、省エネ適判の軽微な変更に係る申請手数料を追加する。

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）について

性能向上計画認定について、省エネ計算に仕様・計算併用を用いた場合の申請手数料を追加する。

ウ 低炭素建築物新築等計画の認定（以下「低炭素認定」という。）について

低炭素認定について、申請手数料を性能向上計画認定の申請手数料と同額に変更する。

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和7年4月1日）

5 建築確認申請手数料等の見直しについて（建設部）

令和4年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」により、木造の構造計算を要する規模が引き下げられ、令和7年4月以降に着工する原則全ての建築物について建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられたことを受け、建築確認と併せて行う容易な省エネ基準審査が可能となった。

改正法に基づき、石巻市建築基準等に関する条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行う。

(1) 主な内容

ア 建築確認等に係る手数料区分の細分化

木造の構造計算が必要な規模が500㎡を越えるものから300㎡を越えるものに引き下げられたことを受け、手数料区分を細分化する。

イ 建築確認と併せて行う容易な省エネ基準審査手数料の追加

住宅のうち、省エネ基準を仕様基準により適合させる場合の加算手数料を追加する。

※仕様基準とは、屋根や壁等の部材ごとに定められた数値を満たすことで計算を行わずに省エネ基準への適合を確認できるものである。

ウ 完了検査と併せて行う省エネ基準適合検査手数料の追加

完了検査手数料について、省エネ基準適合の検査を実施する場合の加算手数料を追加する。

エ その他

法改正によって項ずれが生じるため、文言の整理を行う。

(2) 今後の予定

令和7年2月 市議会第1回定例会に石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和7年4月1日)

[報告事項]

1 令和6年度市民意識調査の集計結果報告書について（総務部）

本調査は、広聴事業として実施しており、市の施策の特定事項について市民の関心、意向、要望等を調査し、市民の意見を市政に反映させるもの。

(1) 主な内容

調査対象者・調査内容等

ア 調査対象者数：3,200人（市内に居住する満18歳以上の男女から無作為抽出）

イ 調査期間：令和6年7月26日（金）～8月16日（金）

ウ 調査項目：① 広報事業

② 市政への関心

③ 防災対策

④ SDGs（持続可能な開発目標）

⑤ 石巻市での居住

⑥ 男女共同参画社会

⑦ デジタル社会

⑧ スポーツ

⑨ 石巻市の環境

⑩ 地域福祉

⑪ 中心市街地活性化

⑫ 公民館機能

エ 回収結果：（回収数）1,104件、（回収率）34.5%

※前回（令和5年度）調査から郵送に加えてインターネットによる回収も実施

オ 調査結果：「令和6年度石巻市市民意識調査 集計結果報告書」のとおり

(2) 今後の予定

令和7年1月 集計結果報告書を石巻市議会、石巻記者クラブ、国会図書館等へ送付するほか、情報公開コーナーに設置し、ホームページに掲載する。

2 令和6年度宮城県原子力防災訓練の実施について（総務部）

原子力災害対策指針に基づき、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町）において訓練を実施している。

原子力防災訓練を実施することにより、原子力防災関係機関における原子力災害発生時の応急対策に関する検証及び地域住民の防災意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

ア 日 時 令和7年2月8日(土) 8:10～14:30

イ 場 所 石巻市内全域(避難先を含めた県内関係市町においても実施)

ウ 主 催 宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町

エ 想 定 (自然災害)

三陸沖において震度5強～6強の地震を観測(女川町及び石巻市で震度6強)。

その直後に大津波警報が発表され、地震及び津波により、人的・住家被害が発生した。

(原子力災害)

地震及び大津波警報の発表に伴い、定格熱出力運転中の女川原子力発電所2号機を緊急停止。外部電源の喪失、機器故障によって原子炉冷却機能を喪失し、全面緊急事態に至る。

その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、各地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になった。

オ 訓練項目

① 住民避難等訓練

(ア) 海路避難(準PAZ: 鮎川地区)

鮎川港から石巻港まで船舶での避難を実施後バスで大崎市に避難。

(イ) 陸路避難(UPZ: 蛇田地区(あゆみ野))

バスで富谷市に避難。

(ウ) 屋内退避訓練

市内全域を対象とした屋内退避を実施

② 広報訓練

防災行政無線、緊急速報メール、SNSにより住民等に広報を実施。

[県主体の訓練内容]

宮城県及び実動部隊等の関係機関において、避難退域時検査等訓練、交通対策等措置訓練、原子力災害医療活動訓練、緊急時モニタリング訓練、物資供給訓練、原子力災害避難支援アプリ運用訓練を実施する。

(2) 今後の予定

令和7年1月 訓練内容について宮城県がプレス発表

県作成による訓練周知リーフレットの全戸配布

市報2月号掲載

市ホームページ掲載

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事務手続き等の見直しについて(建設部)

令和4年6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)」により、令和7年4月以降に着工する原則全ての建築物について建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられ、当該事務手続きに変更が生じた。

改正法に基づき、石巻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（以下「施行細則」という。）の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

ア 事務手続きの見直し

- ・現行法に定められている届出制度及び認定表示制度が廃止になることから、当該制度に係る施行細則の条文及び様式を廃止する。

届出制度：一定規模以上の住宅等について、省エネ基準に係る届出が必要な制度

認定表示制度：既存建築物が省エネ基準を満たしていることを認定する制度

- ・軽微な変更の手続きに伴う様式である軽微変更該当証明書を定める。（別紙参照）

イ その他

施行細則の改正に併せて文言等の整理を行う。

(2) 今後の予定

令和7年4月1日 改正施行細則施行

【その他】

- ・全員協議会及び会派説明案件について（総務部）

以上